

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託に係る企画提案募集要項 (公募型プロポーザル方式)

1 趣旨

本業務は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、法第3条第4項に規定された生活困窮者就労準備支援事業を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足や、就労意欲の低下、日常生活面での課題を有するなど複合的な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、個別の課題やニーズに応じ、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施し、生活困窮者と生活保護受給者の自立を促進することを目的とし、公募型プロポーザル方式で企画提案を募集する。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 上限額

金27,394千円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、上記のうち交通費支給額については、実費精算とする。

※上限額には、交通費支給相当額分4,800千円を含む。

※この金額は、契約の予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 企画提案に係る日程

内容	期日
企画提案募集開始	令和7年8月1日(金)
参加資格確認申請及び質問受付期限	令和7年8月25日(月)正午
参加資格確認結果通知及び質問回答期限	令和7年8月28日(木)正午
企画提案提出期限	令和7年9月1日(月)正午
選定委員会開催(応募者によるプレゼンテーション、ヒアリングの実施)、委託事業候補者選定	令和7年9月9日(火)[予定]
選定結果通知	令和7年9月10日(水)
委託契約締結	令和7年9月11日(木)[予定]

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書(様式1)を1部提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税、地方消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続を行っていない者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- オ 山梨県の入札参加資格を有し、また本企画提案募集開始日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。

(2) 提出期限

令和7年8月25日(月)正午(必着)

(3) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日定める条例(平成元年条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申立てることはできない。(以下同じ。)

(5) 確認結果通知

参加資格確認結果は、令和7年8月28日(木)正午までに、企画提案参加資格確認申請書(様式1)に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求めめる場合は、令和7年9月2日(火)(必着)までに、知事宛の書面(任意様式)を5(3)に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

5 企画提案の提出

企画提案は、1事業者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

別添「山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託企画提案公募に係る企画提案書作成要領」により作成すること。

イ 参考見積書(任意様式)

- ・金額(契約希望金(総額)の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜金額))及び積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。
- ・「一式」ではなく、項目(人件費、印刷費、通信運搬費、役務費、消耗品費、旅費等)ごとに記載すること。
- ・積算根拠は、仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

・見積額は、費用の上限額の範囲内とすること。

ウ 企画提案者の概要書

・役員名簿、事業者概要、財務状況等を示すもの。

・様式は任意とし、A4判1枚以内とすること。

・事業者概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

エ 生活困窮者等の自立支援や就労支援に関する取組実績(5年以内)

・様式は任意とし、A4判1枚以内とすること。

(2) 提出部数及び提出方法

・(1)の各書類について、正本1部、副本4部を書面により提出するとともに、CD-ROM等に格納し、電子媒体として1枚提出すること。

・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないこと。

・提出は、持参又は郵便・宅配により行い、提出期限までに必着のこと。

・持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

・持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問い合わせ先へ電話で確認すること。

(3) 提出期限

令和7年9月1日(月)正午(必着)

(4) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当

電話 055-223-1443(直通)

6 提案にあたっての質問等

本企画提案に関して質問がある場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期間

令和7年8月1日(金)から8月25日(月)正午まで

(2) 質問方法

企画提案に係る質問書(様式3)に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

送信するメールの件名を「山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務」に関する質問(貴社名)」とすること。

(3) 質問先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当

電子メールアドレス hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年8月28日(木)までに、山梨県福祉保健部福祉保健総務課ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/index.html>)に掲載する。

(5) その他

・質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。

・電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問の内容に疑義が生じた場合は、質問者へメールで問い合わせを行うので、その場合は速やかに返信すること。

・本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 選定方法等

(1) 選定方法

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託事業者選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、企画提案者が1者当たり10分以内でプレゼンテーションを行い、その後選定委員から15分程度の質疑応答を行った後、下記(2)の評価基準に基づき審査し、採点結果の合計が最も高い本委託業務の契約候補者として選定する。

得点が同一の場合は、企画提案審査会において協議の上契約候補者を選定する。

なお、審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

(2) 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	配点	評価の観点
①業務内容	50	・仕様書に定める業務の実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。 ・本業務の目的を理解し、支援対象者のそれぞれの課題に対応した、多様で効果的な支援を展開できるか。 ・未実施市における次年度以降の事業継続に資する効果的な支援が展開できるか。 ・企画提案者独自の提案事項は、効果的な内容か。
②実施体制	45	・本業務に対する深い理解と熱意を持ち、誠意をもって確実に業務を遂行する体制が構築されているか。 ・実施体制は、支援の適切な実施に支障がないようになっているか。 ・配置予定の人員は、生活困窮者等の自立支援や就労支援の経験や実績があり、理解は十分か。 ・本業務に類似する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことを期待できるか。
③提案価格	5	・価格評価点 = 配点×全体の最低提案額÷当該提案額

(3) 選定委員会開催日時・場所

ア 開催日 令和7年9月9日(火)〔予定〕

イ 場所 山梨県立図書館 交流ルーム101〔予定〕

〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号

※詳細は、第一次審査で選定された企画提案者に別途連絡する。

(4) 選定結果

審査の結果は、審査を受けた企画提案者全員に書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 契約手続き

・(3)により選定された提案者を契約候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合もある)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

・契約候補者との協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

・契約については、予算の範囲内で山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)に定める契

約の手続きにより、随意契約を締結するものとする。

- ・契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2の各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ・契約書案は、別紙「業務委託契約書(案)」を参照。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者側の負担とする。また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、受託事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書が全て選定するに至らない場合、若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- (4) 参加資格を有しない者の企画提案書は受理しない。また、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断される企画提案書は受理しない場合がある。
- (5) 提出された書類等は返却しない。なお、その書類等を、本企画提案以外の目的で、企画提案者に無断で使用しない。
- (6) 契約締結候補者が、選定から契約締結の間に「5 企画提案の参加資格」に掲げた資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、当県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 著作権等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。
- (8) 「4 企画提案の参加資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、企画提案の参加を認めない場合がある。
- (9) この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は当県の所在地を管轄する裁判所とする。
- (10) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

9 問い合わせ先

山梨県県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当
住所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1443
電子メール hokensom@pref.yamanashi.lg.jp